

平成19年6月27日

## ヤンバルクイナ飼育下繁殖実施方針

那覇自然環境事務所

「ヤンバルクイナ飼育下繁殖に関する基本方針」に沿って、ヤンバルクイナの飼育下繁殖を実施するに当たり、その方針を以下のとおり定める。

(本方針は、平成19年度末までに内容の拡充を図る。)

### 1 飼育下繁殖の数値的目標

平成29年度末までに飼育下個体を200羽程度確保することとする。

### 2 ファウンダの確保

ファウンダには、野外で捕獲した個体及び傷病その他の理由により緊急に保護された個体のうち、繁殖に適した個体を用いる。

具体的には、遺伝的多様性の保持を目的として、平成20年繁殖期開始までに、合計10つがいをファウンダとして確保することとし、以降、各年必要数を導入する。この必要数については専門家の意見等を踏まえ、「飼育下繁殖(試験)実施計画(年次計画)」の中で別に定める。

また、野外個体の捕獲方法及び傷病等保護個体の利用に係る留意事項等についても、専門家の意見等を踏まえ、「飼育下繁殖(試験)実施計画(年次計画)」の中で別に定める。

### 3 飼育下個体群の管理

感染症の蔓延等からの危険回避、遺伝的多様性の保持及び個体数管理の観点から、飼育下個体群は、環境省が一元的に管理する。

飼育下個体の移動、ペアリング及び繁殖制限等については、専門家の意見等を踏まえ、「飼育下繁殖(試験)実施計画(年次計画)」の中で別に定める。

4の分散飼育実施に際しても、施設間で適切な血統管理を行う。

飼育下個体群の飼育方法、飼育上の留意事項などについては、専門家の意見等を踏まえ、「飼育下個体群管理マニュアル」の中で別に定める。

### 4 分散飼育の実施

感染症の蔓延等により飼育下個体群が急激に縮小する危険性を考慮し、現在個体を飼育している施設以外の施設にも分散して飼育することを検討する。分散飼育場所及び方法等については、ヤンバルクイナの生息地である沖縄島北部地域の自治体を含めた関係機関と十分な調整を行う。

### 5 施設の確保

関係機関等の協力を得て、飼育下繁殖に必要な施設及び体制を検討し、その整備に努める。

### 6 その他

本方針を改定するにあたっては、ヤンバルクイナ保護増殖事業ワーキンググループの委員等、専門家の意見を聴取する。